

面会に関する規程

(目的)

第1条

本規程は、患者、入所者（以下、「患者等」という）の療養生活の質の向上、および尊厳の保持、ならびに円滑な退院・退所支援を図るため、患者等と家族等の面会に関する基本的な考え方、および運用方法を定めるものである。

(基本方針)

第2条

当病院、施設（以下、「病棟等」という）では、入院・入所中の患者等と家族等との交流を大切にし、感染対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げないように配慮する。
ただし、患者等の治療や療養環境の保持、感染対策、安全管理の観点から必要な範囲で面会方法を定める。

(面会日)

第3条

面会は原則として実施するものとする。ただし、以下の日は通常的面会は実施しない。

- ・（月～金曜日の）国民の祝日
- ・振替休日
- ・8月13日～8月15日
- ・12月31日～1月3日

なお、患者等の病状説明、終末期対応、その他病棟等が必要と判断した場合には、上記の日であっても個別に面会を認める場合がある。

(面会時間)

第4条

面会することが出来る時間は、14時00分～17時00分までとし、1日の面会時間は、20分以内とする

※患者等の状態、入浴、リハビリ等により面会時間の調整をする場合がある。

※面会時間終了後も滞在が継続している場合は、病棟等の運営上、および患者等の療養環境維持のため、職員から面会終了の案内を行うことがある。

(面会対象者、および人数)

第5条

面会できる者は、原則として以下とする。

- (1) 中学生以上の家族、または親族
- (2) 1回の面会につき、3名までとする。

(面会受付)

第6条

病棟等のスタッフステーション前に設置した面会受付簿に、必要事項と面会開始時間を記入し、帰宅時に終了時間を記入する。

(面会の条件)

第7条

面会者は、次の全ての条件に該当すること。

- (1) 発熱や感染症を疑う症状（咳嗽・咽頭痛・全身倦怠感・嘔気・嘔吐・下痢等）がないこと。
- (2) 過去7日以内に、コロナ感染症、インフルエンザ等罹患していないこと。
- (3) 過去7日以内に、コロナ感染症、インフルエンザ等に罹患した者と接触していないこと。
- (4) 面会者は、不織布マスクの着用は任意（個人の判断）とし、入館時および病棟等への入退室時には、手指衛生（手指消毒又は手洗い）を行うこと。

(面会者の遵守事項)

第8条

以下の事項を禁止し、面会者は遵守しなければならない。

- (1) 他の患者等の迷惑となる行為（大声、長時間の滞在）
- (2) 酒気を帯びた状態
- (3) 敷地内での喫煙
- (4) 食べ物の持ち込み（ただし、医師の許可がある場合はこの限りでない）
- (5) 食堂・談話室以外での飲食行為
- (6) 面会する病室、居室以外の立ち入り
- (7) 施設内での患者等、職員等の写真・動画撮影、音声録音、SNS等への投稿

患者等の写真・動画撮影は、職員の許可を得た場合に限り可能とするが、その際は、他の患者等や職員が写らないこと。

なお、上記規定に違反、またはその恐れがあると認めるときには、直ちに、その面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第9条

以下の場合には面会を制限することがある

- (1) 患者等が感染症を発症（疑い含む）、または発症者と同室（濃厚接触者）であった場合
- (2) 患者等の病棟等で、感染症の集団発生が起きた場合

- (3) 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病棟等が面会制限の必要性を判断した場合
- (4) 患者等の治療上、または安全保持が必要な場合
- (5) その他、運営上やむを得ない場合

(例外的面会の取り扱い)

第10条

急変時、終末期など特別な状況においては、患者等の状態や必要性を踏まえ、主治医または病棟等の責任者の判断により、面会を緩和することが出来る。

ただし、病状に応じて、病棟等の責任者の判断により面会時間や人数を調整する。

(その他)

第11条

本規程に定めのない事項については、患者等の療養環境、および安全を考慮し、病院管理者、または病棟等の責任者が判断する。

(周知方法)

第12条

本規程の内容は、入院案内、院内掲示、および病院ホームページ等を通じて患者等および家族へ周知する。

(規定の制定及び見直し)

第13条

本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、本規程の制定および改定は、所定の手続きを経て決定する。

附則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

(沿革)

令和8年6月15日一部改正